

研究活動におけるリスクマネジメント ー産学連携の視点から

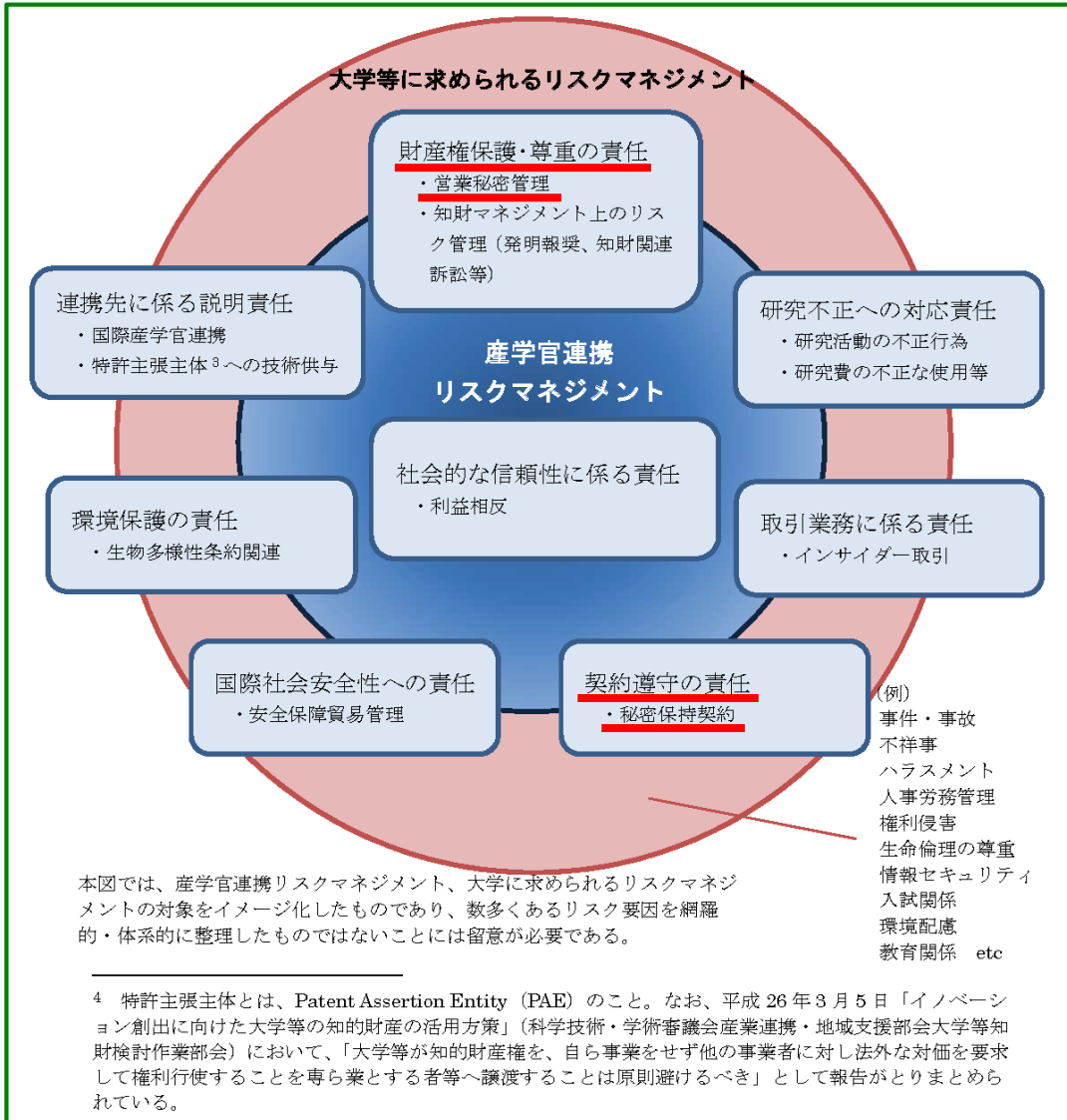
国立大学法人三重大学
社会連携研究センター 准教授
大学院地域イノベーション学研究科 准教授
知的財産統括室 副室長
狩野 幹人

平成27年度三重大学における研究に関する研修会
01/Mar./2016, Tue., 13H30M-15H30M
02/Mar./2016, Wed., 18H00M-20H00M

大学等に求められるリスクマネジメント



リスクマネジメントに関する全体像（イメージ図）

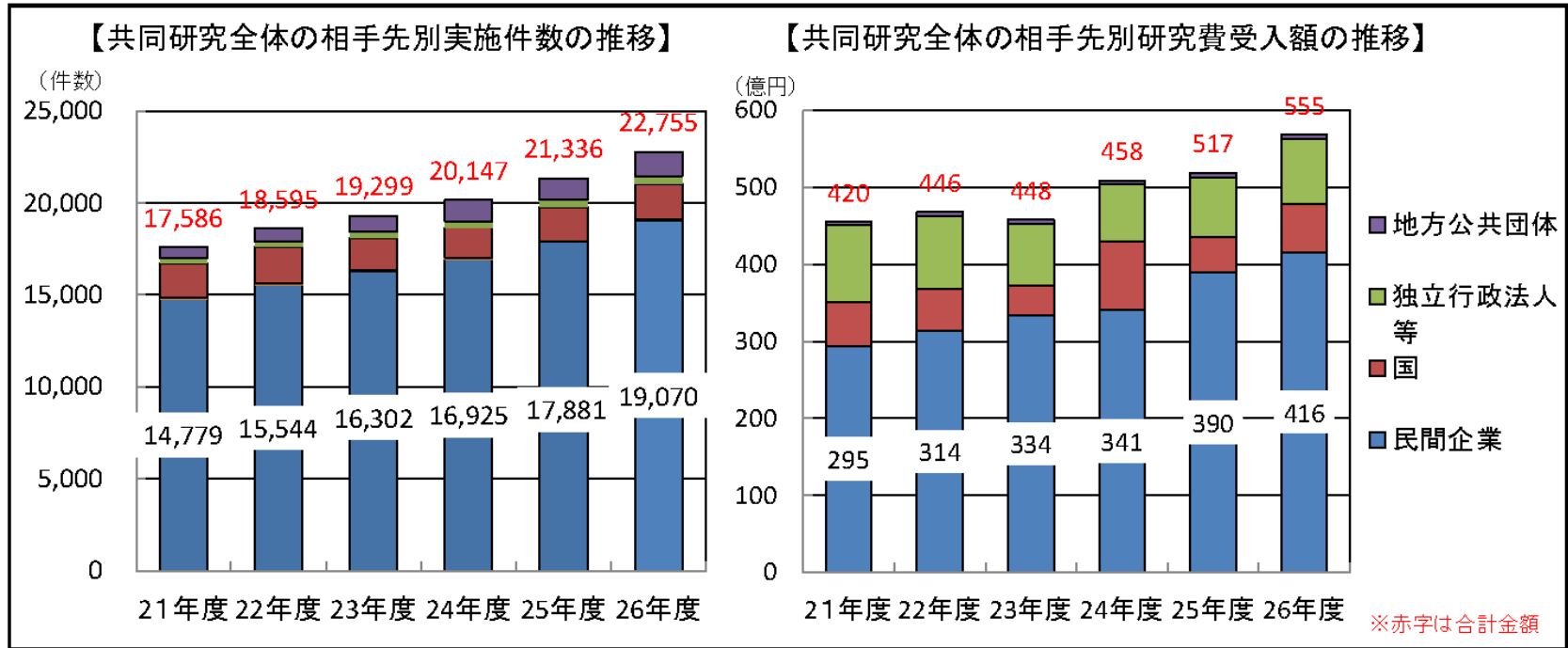


◆私がお話しする内容

■出典：大学等における産学官連携活動の推進に伴うリスクマネジメントの在り方に関する検討の方向性について（文部科学省）

オープンイノベーションと産学官連携

企業と大学, それぞれの「立ち位置」



■ 出典：平成26年度大学等における産学連携等実施状況について（文部科学省）

企業

- ◆ オープンイノベーションの加速
 - 特許・技術・ノウハウ等について、
自社⇔他社・大学
 - 技術分野により温度差あり

大学

- ◆ 運営費交付金の著しい削減
 - 研究費を競争的資金・産学連携で
- ◆ 教育基本法の改正（2006年）
 - 教育・研究の成果の社会への提供
- ◆ 知的財産基本法の策定（2003年）
 - 知的財産（論文・特許・ノウハウ等）の活用

営業秘密・ノウハウとは???



不正競争防止法 第2条 第6項

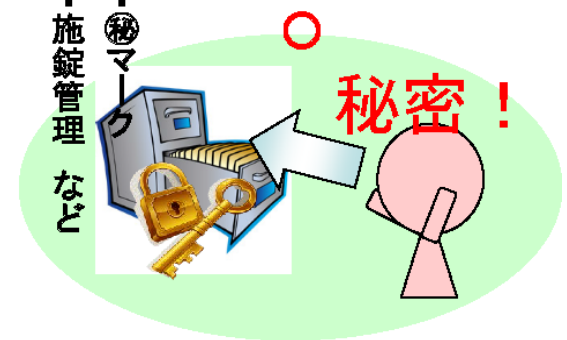
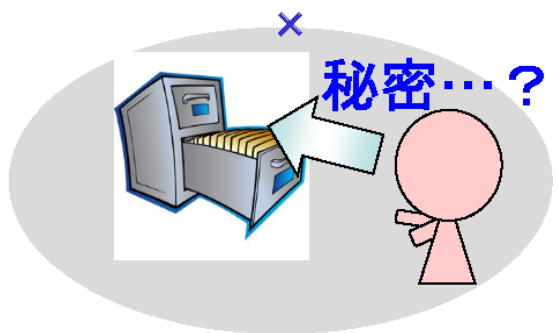
この法律において「営業秘密」とは、①秘密として管理されている生産方法、販売方法その他の②事業活動に有用な技術上又は営業上の情報であつて、③公然と知られていないものをいう。

①秘密として管理されていること（秘密管理性）

その情報に合法的かつ現実に接触することができる従業員等からみて、その情報が会社にとって秘密としたい情報であることが分かる程度に、アクセス制限やマル秘表示といった秘密管理措置がなされていること。

「認識可能性」が重要

- 紙媒体：「マル秘」表示
- 電子媒体：記録媒体への「マル秘」表示
- 化体物（金型など）：化体物のリスト化
- 媒体外の情報：カテゴリーのリスト化など



② 有用な営業上又は技術上の情報であること（有用性）

脱税情報や有害物質の垂れ流し情報などの公序良俗に反する内容の情報を、法律上の保護の範囲から除外することに主眼を置いた要件であり、それ以外の情報であれば有用性が認められることが多い。現実に利用されていなくても良く、失敗した実験データというようなネガティブ・インフォメーションにも有用性が認められ得る。

③公然と知られていないこと（非公知性）

合理的な努力の範囲内で入手可能な刊行物には記載されていないなど、保有者の管理下以外では一般に入手できないこと。 公知情報の組合せであっても、その組合せの容易性やコストに鑑み非公知性が認められ得る。

■出典：不正競争防止法の概要（経済産業省）

もう少し広い解釈が必要な場合も

他者との連携における秘密情報

◆産学官連携活動・学学連携活動

◆共同研究[※]の成果

※大学と相手先（企業等）との間に共同研究契約が締結されているもの

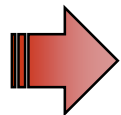
- 勝手に論文・学会での発表や特許出願できない
- 相手先への事前通知・相手先の同意が必要

◆相手先から開示・提供された情報

- 技術的な情報・営業上の情報（「マル秘」「Confidential」と明示されたもの）
- 技術的な情報が含まれる有体物（マテリアル，実験動物，図面など）

◆相手先と締結した契約内容

- 相手先の名称
- 共同研究のテーマ・内容・計画
- 研究期間・経費の額
- 契約の事実



契約（共同研究契約・MTA・NDA・実施許諾契約など）において、必ず、**双方に秘密保持義務（守秘義務）が課せられる**

何が問題なのか???

🌐 「ごめんなさい」「知りませんでした」は通用しない

◆ 特に開示・提供された「営業秘密」「秘密情報」は取扱厳守

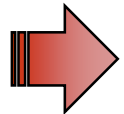
◆ 「営業秘密」を漏洩してしまった場合

- 不正競争防止法 第21項 第1項・第3項（営業秘密侵害罪）
- 10年以下の懲役または2000万円以下の罰金（併科可）
- 海外重罪が適用される場合は、3000万円以下の罰金（併科可）

- 不正競争防止法 第21項 第2項（その他の侵害罪）
- 5年以下の懲役または500万円以下の罰金（またはこれの併科）

◆ 「秘密情報」を漏洩してしまった場合

- 民法上の損害賠償



そもそも「大学が争い事に巻き込まれる」ことを回避する必要あり

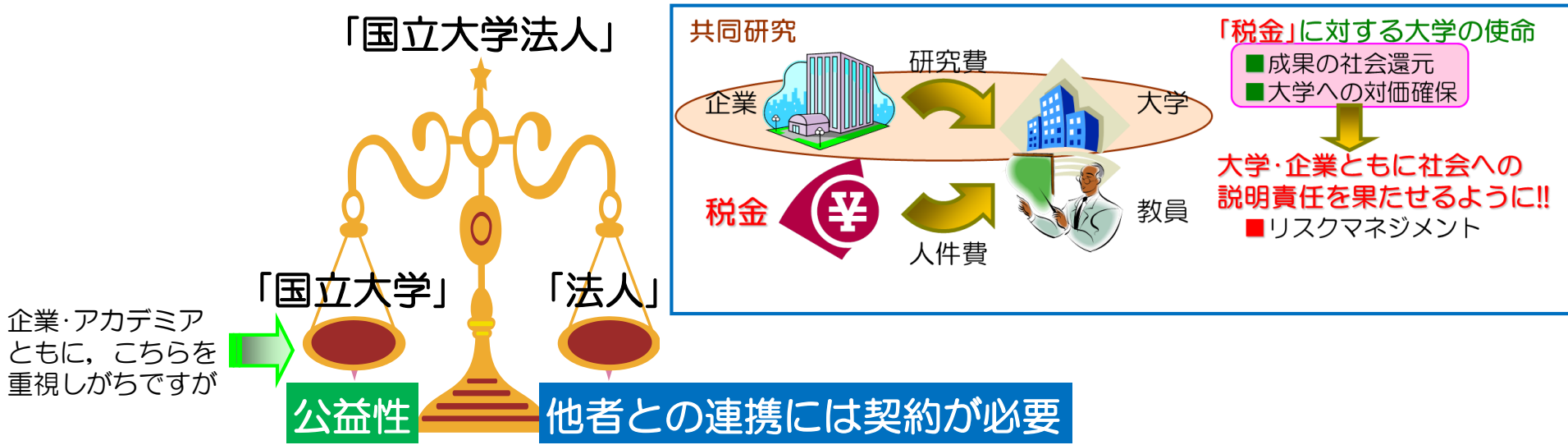
課題② アカデミアは何故・何処で失敗するのか???

企業は突然やってくる

◆アカデミアの企業に対する「幻想」

- 企業は秘密管理・マネジメントが徹底されている???
- では何故、不正競争防止法が改正され続けるのか???
- デンソー、中国籍社員による電子図面持出
- ヤマザキマザック、中国籍社員による図面情報持出
- 新日鉄住金-ボスコ(韓国)、方向性電磁鋼板
- 東芝-SKハイニックス(韓国)、NAND型フラッシュメモリー 等々

◆「国立大学法人」=「国立大学」+「法人」



課題② アカデミアは何故・何処で失敗するのか???

他者，特に企業との連携チャンネル

◆共同研究契約（企業），受託研究契約（国等）

- 経費の用途が限定される
- 期間の変更は「可能」

◆奨学寄附金

- 経費の用途・使用期間は（あまり）限定されない
 - 「見返り[※]」は提供する側・される側ともに「×」
- ※報告書・データなども該当

◆MTA (Material Transfer Agreement)

- 研究成果として創出された有体物（マテリアル，実験動物，図面など）
- 営利機関へは有償・非営利機関へは原則無償で提供

◆NDA (Non-Disclosure Agreement)

- 経費はともなわない
- 締結だけでは×，**秘密情報には「マル秘」「Confidential」を**
- 「秘密情報を全て開示しなければならない」ではない**

◆特許・著作権等の実施許諾契約

- 特許や著作権が必要，対価あり
- 企業で全てを行ってもらう場合にも有効

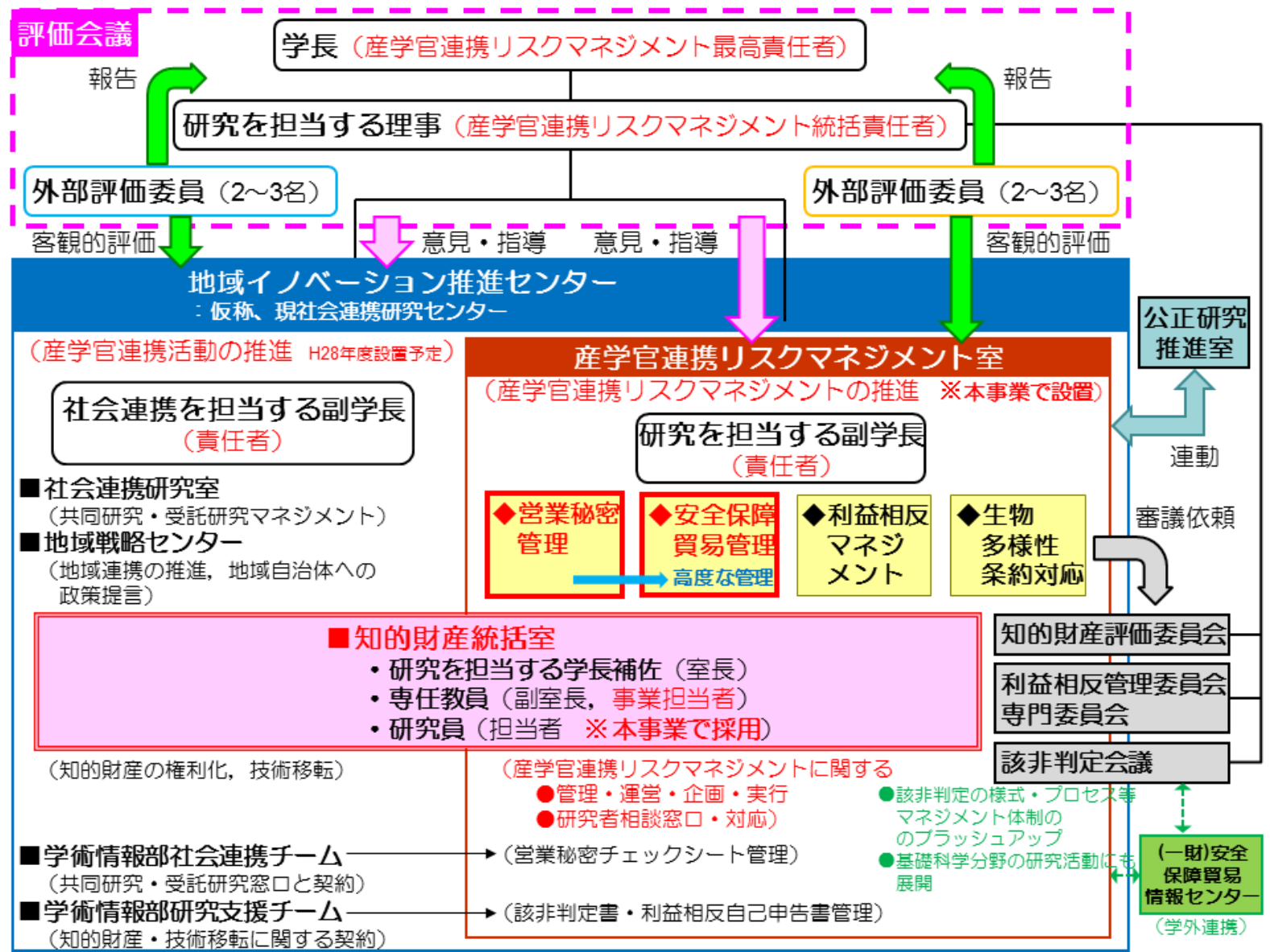
課題③ 全ての契約書に秘密保持に係る条項がある

例：共同研究契約書（本学雛形）の場合

（秘密の保持）

- 第15条 甲及び乙は、次のもの（以下「秘密情報・成果等」という。）を秘密として扱い、相手方の書面による事前の同意なしに、それらを第三者に提供、開示又は漏洩してはならず、また本共同研究の目的以外に使用しないものとする。
- 一 本共同研究に関して相手方（相手方研究担当者及び相手方研究協力者を含む。以下、本条について同じ。）から提供又は開示された、技術上又は営業上の情報であって、提供又は開示の際に相手方より秘密である旨の表示がなされ、又は口頭で開示されかつ開示に際し秘密である旨明示され開示後20日以内に書面で相手方に対して通知されたもの（以下「秘密情報」という。）
 - 二 第19条第1項所定の本共同研究に係る研究成果
 - 三 本共同研究の過程において創製された、前号の成果以外の技術情報であって、創製後すみやかに、甲及び乙が書面による合意により秘密として指定したもの
- 2 前項にもかかわらず、当該秘密情報・成果等が次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。
- 一 相手方からの知得時に既に公知の情報又は相手方から知得後に自己の責に帰すべき事由によることなく公知となった情報であるもの
 - 二 第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手した情報であるもの
 - 三 相手方から当該情報を知得した時点で既に保有していた情報であるもの
 - 四 相手方から知り得た情報によらないで独自に開発したことが書面により立証できるもの
 - 五 法令又は裁判所の命令により開示を義務づけられているもの

産学官連携リスクマネジメント室



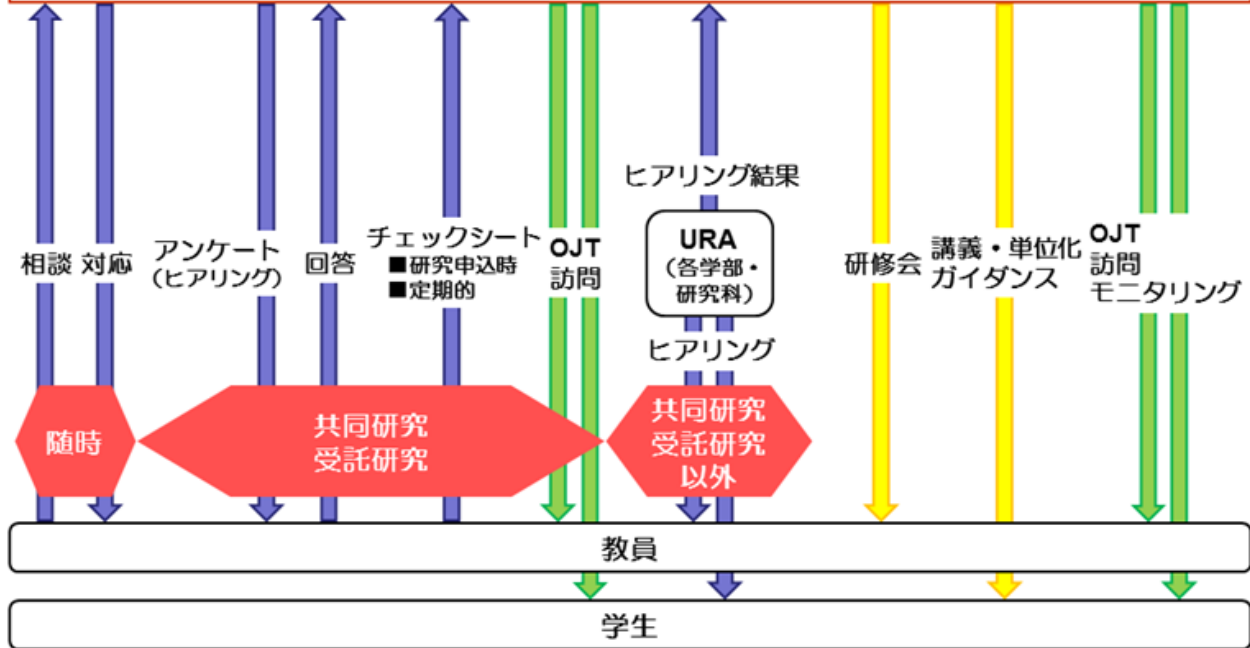
■産学官連携リスクマネジメントモデル事業 (文部科学省) での取組

産学官連携リスクマネジメントの運用



学生の取扱も重要

- ◆「COC+」等でのインターンシップ
- ◆共同研究等への参画



■産学官連携リスクマネジメントモデル事業（文部科学省）での取組